

## ロープ高所作業特別教育講座のカリキュラムについて

当協会のロープ高所作業特別教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第 59 条第 3 項、安全衛生特別教育規程第 23 条に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

### ロープ高所作業特別教育講座

#### 学科教育

| 科目            | 時間     |
|---------------|--------|
| ロープ高所作業に関する知識 | 1.0 時間 |
| メインロープ等に関する知識 | 1.0 時間 |
| 労働災害の防止に関する知識 | 1.0 時間 |
| 関係法令          | 1.0 時間 |

合計 4.0 時間

#### 実技教育※

| 科目                                               | 時間     |
|--------------------------------------------------|--------|
| ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに墜落制止用器具及び保護帽の取扱い | 2.0 時間 |
| メインロープ等の点検                                       | 1.0 時間 |

合計 3.0 時間

※事業者にて実施

令和 7 年 10 月 1 日  
一般社団法人建設業教育協会  
代表者 石原 鉄郎

